

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2026

No.27

すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ
各部会活動報告

公益 鈴鹿法人会
社団法人

SuzuKame

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

かけがえのない 物語を支えたい。

社員が家族や友人のように、支えあい、
力をあわせて一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。
そこに会社にもまれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオニアとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、
これからも寄り添い、ともに歩んでいきたいと思ひます。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなが進んでいこうとしているお客さまのためにできることも、
私たちは全力で取り組んでいます。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 1 会長あいさつ | 8 令和8年度事業計画 | 20 第22回歴史・名所・史跡(東部支部) |
| 2 鈴鹿税務署・署長ごあいさつ | 9 令和8年度収支予算書 | 22 第8回すずかめの山々 |
| 3 鈴鹿税務署法一統括官ごあいさつ 税務署幹部の定期人事異動 | 10 令和7年度正味財産増減計算書 | 23 鈴鹿警察コーナー |
| 4 第14回 定時総会 令和8年度優良従業員表彰 | 11 令和9年度税制改正要望事項 | 25 大同生命 |
| 5 三重県法人会連合会第14回通常総会 | 15 税務コーナー | 26 AIG損保 |
| 6 青年部会だより | 17 風水害への備えを万全に | 27 アフラック |
| 7 女性部会だより | 18 エッセイ(福島礼子氏) | 28 会員募集・編集後記 |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会 長 飯 田 隆 典

会長あいさつ

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第27号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る、5月26日の第14回定時総会の開催では、提案しましたすべての議案が原案通り承認され、今後も、法人会の基本的指針に基づき、積極的な活動に取り組んでいくことを再認識したところです。

また、今回の定時総会は初めて「ハヤシユナイテッド文化ホール 鈴鹿 けやきホール」での開催となり何かとご不便、ご迷惑をおかけしたかと存じますが皆様方のご理解、ご協力をいただき無事に終えることができましたことに深く感謝申し上げます。

今年度も、支部長・部会長におかれましては、限られた予算の中で様々な法人会活動を企画・実施していただき、また、各委員会におきましては、委員長のリーダーシップのもと一致団結し、新たな施策を講じていただきますことをお願いいたします。

鈴鹿法人会は『税に関する活動』及び『地域貢献活動』として「租税教室」、「親子税金クイズと映画観賞会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植えの贈呈」等々本会・青年部会・女性部会が創意工夫を積み重ね事業を実施しており、これら行事は鈴鹿市民及び亀山市民の方々に深く浸透し、楽しみにいただいているところです。

さて、全国法人会総連合会では、会員企業の減少、すなわち組織率の低下に歯止めをかけるという重大な課題がございます。この課題は、後継者不在による事業の廃業および人手不足による事業の縮小等に起因していると思われ、鈴鹿法人会においても同じような状況でございます。

このような厳しい状況ではありますが支部長、委員長、部会長をはじめ会員の皆様方の会員増強活動により、新規に入会していただいた会員の方も多数いらっしゃいます。

あらためて感謝申し上げますとともに今後も会員増強活動にお力添えをいただきますようお願いするしだいです。

最後になりましたが、今後とも公益社団法人鈴鹿法人会の円滑な運営のために従来にも増してご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

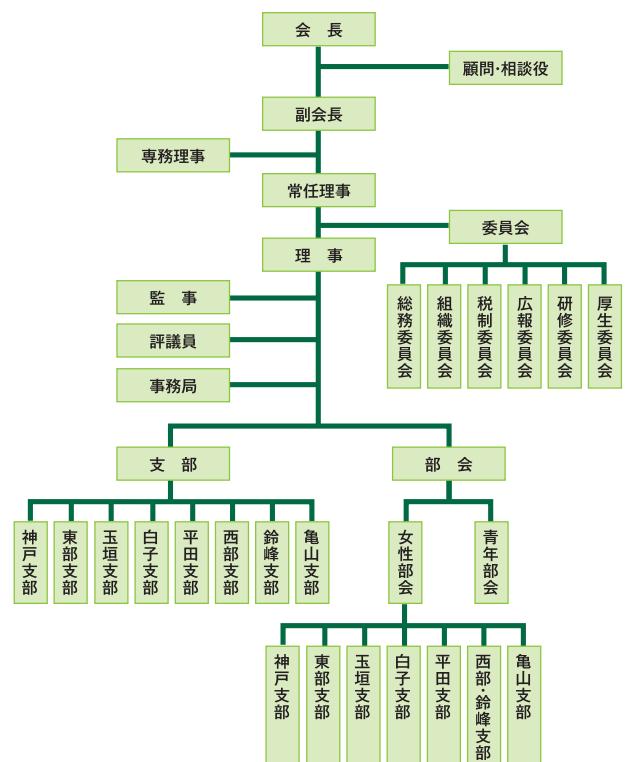
会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	法 人 名
会長(代表理事)	飯 田 隆 典	(株)飯田鉄工
直 前 会 長	岡 田 信 春	(株)SANKEI
副 会 長	阪 田 朋 成	(株)サカタ
	渡 邊 孝 明	(株)ナベカ
	村 上 道 哉	三重工熱(株)
	太 田 秀 典	(有)太田コンクリート
	寺 川 浩 二	(株)スズカキャリアサービス
	阿 部 美 千	(株)神戸ダイハツ
総務委員長	宮 崎 城 治	(株)アポロ
組織委員長	杉 野 大 雄	杉野工業(株)
税制委員長	山 川 武 志	(有)オフィス スオウ
広報委員長	嶋 田 浩 也	中部工業(株)
研修委員長	服 部 隆 也	(株)ハットリ技建
厚生委員長	伊 藤 洋 一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣 田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	佐 野 寿	(有)佐野建設
玉垣支部長	荻 野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東 口 大 介	ブラウン開発(株)
平田支部長	(寺 川 浩 二)	(株)スズカキャリアサービス
西部支部長	永 戸 秀 樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱 本 隆 弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服 部 昌 弘	(株)服部工務店
青年部会長	久 畑 吉 宣	久畑防災(株)
女性部会長	杉 本 美音理	(有)豊和精機
監 事	北 川 亨	(株)安全
	橋 本 貴 好	(社外監事)

(注)「氏名」欄のかっこ書は、副会長との兼任である。

鈴鹿法人会組織図



ごあいさつ

鈴鹿税務署長 永井 潤



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、名古屋国税局総務部人事第二課長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました永井でございます。

三重県下の税務署での勤務は初めてとなりますが、当署管内は名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあって、伝統ある歴史と文化に育まれた素晴らしい土地であると同時に、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。前任の大門署長同様よろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、「良き経営者の団体」として、また、この地をリードする中心的な団体として、常に会員企業のニーズに応じた研修会や講演会を企画・開催されているほか、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「夏休み親子映画会」や「親子税金クイズと映画鑑賞会」さらには「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、飯田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、引き続き「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、より一層のDX・BPRを推進し、経済社会の変化に柔軟に対応できるよう税務行政の最適化を図ることが重要であると考えており、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて施策を進めることとしております。「事業者のデジタル化促進」につきましては、取引から会計税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて積極的に取り組むこととしておりますので、デジタル化の導入に向けたご検討をいただきますようお願い申し上げます。

新年度におきましても、鈴鹿法人会の皆様との信頼関係をより深いものとし、これらの取組を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ

法人課税第一部門
統括国税調査官

藤村 大輔



引き続き、鈴鹿税務署2年目となります。

昨年以上に法人会活動を盛り上げていきたいと思いますので、今年もよろしくお願いします。



鈴鹿税務署幹部の定期人事異動



(令和8年7月10日付発令)

(敬称略)

異動内容 職名	旧			新		
	氏 名	異 動 先 部 署	職 名	氏 名	直 前 部 署	職 名
署 長	大門 武司	名古屋西税務署	署 長	永井 潤	名古屋国税局 総務部	人事第二課 課長
総 務 課 長	清原 秀基	四日市税務署	総 務 課 長	川原真一郎	岐阜北税務署 資産課税第一部門	統括国税調査官
管 理 運 営 部 門 統括国税徴収官	三浦 健	名古屋国税局 総務部	情報システム課 主任税務分析専門官	長谷川有紀子	名古屋国税局 総務部	企 画 課 業務センター(津分室) 債権管理第二G 主任国税管理官
徴 収 部 門 統括国税徴収官	山本 怜那	名古屋国税局 徴収部	特別国税徴収官 主 査	山本 剛	磐田税務署 徴収部門	統括国税徴収官
特 別 国 税 調 査 官 (所 得 税)	神田 裕三	四日市税務署	特別国税調査官 (所 得 税)			
個 人 課 税 第 一 部 門 統括国税調査官	加藤 善朗	名古屋国税局 総務部	納税者支援調整官	山中 朋基	豊橋税務署 個人課税第二部門	統括国税調査官
個 人 課 税 第 二 部 門 統括国税調査官	藤井 俊夫	(留 任)				
個 人 課 税 第 三 部 門 統括国税調査官	高原 直宏	(留 任)				
資 産 課 税 部 門 統括国税調査官	中川 冴子	(留 任)				
法 人 課 税 第 一 部 門 統括国税調査官	藤村 大輔	(留 任)				
法 人 課 税 第 二 部 門 統括国税調査官	高橋 芳明	(退 職)		井上 祐志	名古屋国税不服審判所	管理課 管理係長

第14回 定時総会

令和8年5月26日
ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿 けやきホール

公益社団法人鈴鹿法人会の第14回定時総会が、大門鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は85名、委任状768名で2分の1以上の出席を得て開会いたしました。

飯田会長が議長となり、伊藤総務委員の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

第1号議案 令和7年度事業報告承認の件

第2号議案 令和7年度収支決算承認の件

また、令和8年度事業計画書並びに収支予算書

について報告がされました。

議事終了後、会員企業の優良従業員の表彰式が開催され、飯田会長から受賞者の方々に、表彰状と記念品が贈呈されました。

最後にご来賓の方々を代表して、大門鈴鹿税務署長からご祝辞をいただき、定時総会はつつがなく終了いたしました。

総会後の懇親会は、本会・青年部会・女性部会との合同懇親会を催し、樋口鈴鹿市副会長もご臨席いただいて、会員相互の親睦を深めていただきました。



令和8年度 優良従業員表彰

～ ご受賞おめでとうございます ～

優 良 従 業 員 表 彰			
(順不同・敬称略)			
株式会社フジコウ	小 林 正 彦	太門通商株式会社	栗 本 昂 弥
サンコーロジテック株式会社	高 倉 隆	鈴鹿インター株式会社	森 美紀子
株式会社ヨシザワ	宋 慧	鈴鹿インター株式会社	福田 由布美
三重コンドー株式会社	王 寅 琪	株式会社荏原風力機械	荒 川 皓 暉
三重コンドー株式会社	レデル ロビンソン	三田工業株式会社	中 江 卓
三重コンドー株式会社	谷 由紀子	三田工業株式会社	藤 井 一 裕
三重コンドー株式会社	黒 田 玲 子	株式会社サカタ	阪 田 彩 菜
株式会社豊栄モータース	松 橋 美 友	株式会社サカタ	葛 西 悦 子
医療法人誠仁会	林 太 樹	株式会社ホンダ四輪販売三重北	鶴 崎 智 貴
医療法人誠仁会	菊 山 佳 昌	株式会社オートモール	山 口 奏 人
社会福祉法人けやき福祉会	富 田 直 美	株式会社すずきゅう	馬 場 美 希
太門通商株式会社	久 田 夏 輝		

第14回県連通常総会及び理事会が開催され、当会から県連副会長の飯田隆典会長並びに県連理事の阪田朋成副会長、渡邊孝明副会長、村上道哉副会長、太田秀典副会長、および寺川浩二副会長の6名が出席しました。

伊藤歳恭県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。

また、県下単位会の功績者が表彰され、鈴鹿法人会では次の方々が受賞されました。



伊藤 歳恭 議長

公益財団法人全国法人会総連合会会長表彰【単位会功労者】

副会長 寺川 浩二 殿
常任理事 永戸 秀樹 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰【役員功労】

理 事 杉 本 幸 樹 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰【事務局役職員】

職 員 福 島 奈々江 殿

さらに、経営者大型総合保障制度に関する目標「取扱企業」、「新規企業」、「紹介件数」、「新契約高」のうち、1つ達成した単位会として鈴鹿法人会が受賞し、部会の目標「紹介件数」、「取扱企業」、「新規企業」、「新契約高目標」のうち、1つ達成した鈴鹿法人会青年部会、2つ以上達成した鈴鹿法人会女性部会がそれぞれ受賞しました。

部会長

あいさつ

デジタル技術の進展や社会・経済環境の変化が加速する中、企業や各種団体には変化に対応できる柔軟性と次世代へつなぐ持続可能な組織づくりが求められています。



(公社)鈴鹿法人会 青年部会
第17代部会長 久畑 吉宣

人材育成やDXの推進、地域とのつながりを深めながら新たな価値を創造していくことが、これからの時代においてますます重要になっています。

新しいことを取り入れ、未来を担う世代へ確かなバトンを繋ぎ、時代の流れに柔軟に対応をして社会に必要とされ会員が誇りを持って活動できる組織運営を目指してまいります。

本年度も租税教室を中心に親会、女性部会と密接に連携しながら鈴鹿法人会の活性化と事業活動の充実に全力を尽くし、会員一人ひとりが主体的に参加しそれぞれの経験や強みを活かせる事業を展開するとともに、会員相互の交流と研鑽を深め活力ある青年部会づくりを進め、後世に繋がる鈴鹿法人会青年部会活動を展開します。

第14回 定時総会

令和8年5月26日(火)、ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿にて第14回定時総会が開催されました。

令和7年度事業報告、収支決算の承認並びに令和8年度の事業計画案、収支予算案の承認について議事が進められました。

2年目の任期となる久畑部会長から、昨年度の感謝と激励のお言葉を頂戴するとともに、租税に対する更なる理解と啓蒙活動として企画している、鈴鹿税務署管内小学校での租税教室の積極的な開催についてもお言葉をいただきました。

他、青年部といたしましては、親子税金クイズ、研修視察旅行などを予定しています。

親会・女性部会と密接に連携しながら親睦交流を深め、会員の資質向上を目指し皆様が参加したく

なるような運営を目指し社会貢献の活動を深めていく事を確認しました。



租税教室

本年度は鈴鹿・亀山市内の14の小学校で「租税教室」を予定しています。

国税局から配布されていた副教材が、本年度からタブレット配信に変更になり、青年部会で独自の租税教室プログラムもグループワーク「一億円を使って学校をよくするためにどうしたいか」の時間を増やしつつも、クイズなど子供たちが税金を楽しく身近に感じられるプログラムが盛り込まれるものに変更しました。講師をしている我々も子供たちと一緒に租税教室を楽しんでいます。ぜひ、たくさんの皆様に講師をしていただければと思います。

グループワークで児童の方が考えた内容は、毎回柔軟な発想で現実的なものから夢のあるものまで様々です。今後、有意義に活用していきたいと考えています。

次世代を担う子供たちが税金について楽しく学べる「租税教室」にご協力を頂いた皆様に感謝すると共に、これからもさらに発展・進化できるようご協力よろしくお願い致します。

(税制委員長 田中康介)



部会長 あいさつ

会員の皆様には、日頃より鈴鹿法人会の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和7年度に女性部会長を拝命し、このたび2年目を迎えることとなりました。昨年度は、多くの皆様の温かいご支援とご協力のおかげをもちまして、女性部会活動を円滑に進めることができましたことを厚く御礼申し上げます。

女性部会では、租税教室や親子映画会、絵はがきコンクールなどを通じて、子どもたちに税の大切さを伝える租税教育活動に取り組んでおります。また、寄せ植えの贈呈や車いすの寄贈など、地域社会に貢献する活動も継続してまいりました。

これらの活動は、会員の皆様のご理解とご支援があってこそ成り立つものであり、改めて深く感謝申し上げます。

2年目となる本年度は、これまで先輩方が築いてこられた伝統を大切に受け継ぎながら、親会・青年部会との連携をさらに深め、会員の皆様にとって有意義な学びと交流の機会を提供できるよう努めてまいります。また、地域社会とのつながりを大切にしながら、女性ならではの視点と行動力を活かした活動を展開してまいりたいと考えております。

今後とも、鈴鹿法人会並びに女性部会活動への変わりぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



女性部会長
杉本 美音理

第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会



2026年4月16日、「第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会」に、正副部会長4名にて参加いたしました。全国から1671名が集い、華やかに熱の入った時間が綴られました。

「彩の国から輝く未来へ ～女性が創る新時代～」をテーマに、開演前には、ダンスチーム「LIOET」の圧巻なダンスでの歓迎ステージが繰り広げられ、華々しく幕が開きました。その後の講演では、地元埼玉県出身の落語家、林たいらさんの人生における経験を盛り込んだ笑いあり学びありのお話しに、終始楽しみながら学べる、感じる事ができる貴重な時間を過ごしました。

「フードロス」「租税教室」のお話しでは、自分たちの活動を省みる機会となり、大変勉強となりました。

全国の女性部会の皆様と直接会い交流することは、日ご

ろを省みると同時に、新たな意識を生み出していただける刺激的な時間となります。

この機会に参加できたことを感謝し、ここからの活動へと活かしていきたいと感じました。

第14回 定時総会

令和8年5月26日(火)鈴鹿法人会女性部会の第14回定時総会が開催されました。会場はハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿です。開会の宣言から始まり、杉本部会長のご挨拶、そのまま議長に選任され議事が上程されました。令和7年度も租税教室をはじめ多くの事業活動が報告され、収支予算を含め承認可決されました。

また令和8年度の事業計画案も承認され、無事総会が閉会されました。その後の懇親会は合同で和やかに情報交換がなされていました。



租税教室

2026年6月25日、椿小学校の6年生の皆さんに租税教室の授業をいたしました。

最初は緊張もあり、恥ずかしさもあり、なかなか手をあげてくれなかった児童も、徐々に発表をしてくれ「税」に関する興味を深めていく中、「消費税」について一緒に学ぶ時間となったかと思っています。「消費税」の言葉は知っていても、「消費税」はどうして必要なのか？どのように使われているのか？は知らない。だから「消費税」が無ければ嬉しい…この当たり前の認識を「知る」「学ぶ」ことで必要だと感じることができる。また、自分たちの身近な教科書や学校そのものが税金で支えられていることで、「学ぶこと」「学校に通うこと」が大切であり、有難いことであると少し感じてもらえたと思います。

素直で学ぼうとする意識が高い椿小学校6年生を担当でき、私も喜びと学びをいただきました。もっとスムーズに、更に伝わるように今後も租税教室を担当させていただきたいと感じる時間でした。



基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めている。

また、新公益法人制度の趣旨に沿って、社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行うとともに、透明性を高く更なる信頼確保に向けた対応を行う。

事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、法人会活動をなお一層充実させるために、会員増強や福利厚生制度の推進等に力を入れ、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に配慮しつつ、次の各種事業に取り組む。

事業活動

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民や次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。さらに、企業の内部統制の強化や経理水準の向上に向け、企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

イ 税の啓発活動・租税教育活動

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は、当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会および女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携して一層推進していく。

ロ 広報活動

広報活動は、法人会の知名度向上のため、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等を中心に、会員はもとより会員外に対しても、法人会活動の周知や加入勧奨のための広報を充実させる。広報媒体であるホームページを刷新し、スマートフォンにも対応したことから、内容の充実を図るとともに、年2回発行の広報誌（「すずかめ」）については、法人会活動のダイジェストとして、市の施設、金融機関、CNSなどに依頼して配置するなど、会員外の方にも広く法人会活動についてアピールできるよう広報の仕方に配慮する。

（主な事業計画）

支部および部会の税務研修会
新設法人説明会（令和8年5月8日）
小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」
夏休み親子映画鑑賞会（令和8年8月23日）
親子税金クイズと映画鑑賞会（令和8年11月7日）
税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式（令和8年11月15日）

ハ 企業の税務コンプライアンス向上施策

会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」および「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

(2) 税制および税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

（主な事業計画）

地元国会議員・市長・市議会議員への要望活動
全国大会（茨城）、全国青年の集い（鳥根）、
全国女性フォーラム（埼玉）、東海法人会連合会大会（岐阜）
三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会（伊賀）

2. 地域企業および地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境（地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施又は支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）の環境活動に取り組む。

（主な事業計画）

親子バスツアー（施設見学）
温暖化防止対策活動（鈴鹿市主催）への参加
全日本エコドライブチャンピオンシップ（全日本学生自動車連盟主催）
鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛
特別養護老人ホーム慰問および車椅子と寄せ植え等の贈呈
支部教養・健康セミナー
支部・部会の施設見学

II 収益事業

法人会員の福利厚生の向上に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。

また、取り扱い3社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。さらに、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした一般財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診（令和8年9月および令和9年3月）を実施する。

III その他

会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。また、役員の率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じることにより、効果的な対応策を展開する。

（主な事業計画）

定時総会後の情報交換会
理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会
支部・部会による施設見学と税務研修
支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

令和8年度 収支予算書(損益ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日現在まで

(単位:円)

科 目	予算額	科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部		役員報酬	0
1 経常増減の部		給料手当	536,000
(1) 経常収益		退職給付費用	17,152
基本財産運用益	66,000	福利厚生費	72,000
基本財産受取利息	66,000	会議費	605,092
受取会費	11,000,000	旅費交通費	50,000
正会員受取会費	10,850,000	通信運搬費	250,000
賛助会員受取会費	150,000	減価償却費	0
事業収益	294,000	消耗品費	30,000
研修事業収益	74,000	印刷製本費	150,000
広報事業収益	110,000	賃借料	188,800
福利厚生事業収益	110,000	保険料	3,000
受取補助金等	9,619,900	支払負担金	300,000
受取県連補助金	287,000	委託費	10,000
受取全法連補助金	350,000	会場費	10,000
受取全法連助成金振替額	8,982,900	渉外慶弔費	70,000
受取負担金	900,000	表彰費	64,000
青年・女性部会受取負担金	900,000	リース料	40,000
雑収益	400,000	支払手数料	18,400
雑収益	400,000	雑費	9,714
経常収益計	22,279,900	経常費用計	22,159,114
(2) 経常費用		評価損益等調整前当期経常増減額	120,786
事業費	19,734,956	当期経常増減額	120,786
役員報酬	0	2 経常外増減の部	
給料手当	6,164,000	(1) 経常外収益	0
退職給付費用	197,248	経常外収益計	0
福利厚生費	828,000	(2) 経常外費用	0
会議費	1,344,908	経常外費用計	0
旅費交通費	1,700,000	当期経常外増減額	0
通信運搬費	1,200,000	税引前当期一般正味財産増減額	120,786
減価償却費	0	法人税、住民税及び事業税	80,000
消耗品費	1,700,000	当期一般正味財産増減額	40,786
印刷製本費	2,000,000	一般正味財産期首残高	39,520,021
賃借料	2,171,200	一般正味財産期末残高	39,560,807
保険料	30,000	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	23,000	受取補助金等	8,982,900
租税公課	17,000	受取全法連助成金	8,982,900
支払負担金	350,000	一般正味財産への振替額	△ 8,982,900
委託費	900,000	当期指定正味財産増減額	0
会場費	200,000	指定正味財産期首残高	0
広告宣伝費	22,000	指定正味財産期末残高	0
表彰費	200,000	III 基金増減の部	
リース料	460,000	当期基金増減額	0
支払手数料	211,600	基金期首残高	0
雑費	16,000	基金期末残高	0
管理費	2,424,158	IV 正味財産期末残高	39,560,807

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減	科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				管理費	3,978,024	2,794,927	1,183,097
1. 経常増減の部				役員報酬	48,000	254,400	△ 206,400
(1) 経常収益				給料手当	466,839	239,022	227,817
基本財産運用益	58,500	480	58,020	退職給付費用	15,824	27,724	△ 11,900
基本財産受取利息	58,500	480	58,020	福利厚生費	76,053	84,724	△ 8,671
特定資産運用益	7,242	1,445	5,797	会議費	1,725,543	1,154,457	571,086
特定資産受取利息	7,242	1,445	5,797	旅費交通費	47,424	6,620	40,804
受取会費	11,248,600	11,512,780	△ 264,180	通信運搬費	392,111	252,939	139,172
正会員受取会費	11,091,400	11,375,980	△ 284,580	減価償却費	0	434	△ 434
賛助会員受取会費	157,200	136,800	20,400	消耗品費	46,432	69,279	△ 22,847
事業収益	262,110	284,202	△ 22,092	修繕費	0	0	0
研修事業収益	74,000	63,000	11,000	印刷製本費	233,777	52,052	181,725
広報事業収益	110,000	110,000	0	賃借料	193,168	211,632	△ 18,464
福利厚生事業収益	78,110	111,202	△ 33,092	保険料	2,237	2,569	△ 332
会員親睦事業収益	0	0	0	支払負担金	319,650	101,364	218,286
受取補助金等	9,497,700	9,226,700	271,000	支払寄附金	0	0	0
受取県連補助金	275,000	100,000	175,000	委託費	7,920	7,920	0
受取全法連助成金	350,000	576,000	△ 226,000	会場費	7,700	13,150	△ 5,450
受取全法連助成金振替額	8,872,700	8,550,700	322,000	渉外慶弔費	98,500	103,500	△ 5,000
受取負担金	1,742,436	996,844	745,592	表彰費	214,000	156,500	57,500
受取負担金	871,436	76,174	795,262	リース料	41,025	38,931	2,094
青年・女性部会受取負担金	871,000	920,670	△ 49,670	支払手数料	38,324	16,718	21,606
雑収益	524,352	447,010	77,342	雑費	3,497	992	2,505
受取利息	9,405	2,185	7,220	経常費用計	23,341,443	21,930,734	1,410,709
雑収益	514,947	444,825	70,122	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 503	538,727	△ 539,230
経常収益計	23,340,940	22,469,461	871,479	当期経常増減額	△ 503	538,727	△ 539,230
(2) 経常費用				2. 経常外増減の部			
事業費	19,363,419	19,135,807	227,612	(1) 経常外収益			
役員報酬	552,000	2,925,600	△ 2,373,600	経常外収益計	463,750	0	463,750
給料手当	5,368,659	2,748,760	2,619,899	(2) 経常外費用			
退職給付費用	181,976	318,826	△ 136,850	経常外費用計	0	0	0
福利厚生費	840,120	974,338	△ 134,218	当期経常外増減額	463,750	0	463,750
会議費	1,061,323	1,292,804	△ 231,481	他会計振替額	0	0	0
旅費交通費	2,192,417	2,086,651	105,766	税引前当期一般正味財産増減額	463,247	538,727	△ 75,480
通信運搬費	1,129,713	937,601	192,112	法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0
減価償却費	0	5,001	△ 5,001	当期一般正味財産増減額	383,247	458,727	△ 75,480
消耗品費	1,945,858	1,128,229	817,629	一般正味財産期首残高	39,507,706	39,048,979	458,727
修繕費	0	0	0	一般正味財産期末残高	39,890,953	39,507,706	383,247
印刷製本費	1,722,559	1,259,502	463,057				
賃借料	2,169,692	2,146,728	22,964	II 指定正味財産増減の部			
保険料	25,728	29,551	△ 3,823	受取補助金等	8,872,700	8,550,700	322,000
諸謝金	22,274	22,274	0	受取全法連助成金	8,872,700	8,550,700	322,000
租税公課	16,900	11,600	5,300	一般正味財産への振替額	△ 8,872,700	△ 8,550,700	△ 322,000
支払負担金	394,600	575,486	△ 180,886	一般正味財産への振替額	△ 8,872,700	△ 8,550,700	△ 322,000
委託費	773,080	1,669,230	△ 896,150				
会場費	101,720	126,770	△ 25,050	III 基金増減の部			
広告宣伝費	22,000	22,000	0	基金受入額	0	0	0
表彰費	130,500	186,800	△ 56,300	基金返還額	0	0	0
リース料	471,795	447,709	24,086	基金期首残高	0	0	0
支払手数料	195,385	200,494	△ 5,109	基金期末残高	0	0	0
雑費	45,120	19,853	25,267				
				IV 正味財産期末残高	39,890,953	39,507,706	383,247

三重県下8法人会から提出された税制改正要望事項を取りまとめ、全国法人会総連合に提出しました。

令和9年度 税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

なお、利用が一定の大企業に限定される過度な租税特別措置法を見直されたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,600万円(現行800万円)に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

- (1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。
- (2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

- (2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

- (3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額に対する控除上限を40%(現行25%)に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱い、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

9. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

10. 配当金について

すべての株式等(現行 完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

11. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

12. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を早急に講じるべきである。

Ⅱ 所得税関係

1. 所得控除等

- (1) 現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。
- (2) マイカー・自転車通勤手当については、燃料費も高騰しており負担が重くなっている為、非課税限度額を見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

3. 所得税の基礎控除・給与所得控除について

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除・給与所得控除の最低保証額を引上げる改正が行われた。

所得税の基礎控除の最低保証額が48万円から95万円へ引上げられ、令和7年・8年分は所得額に応じて段階的に引上げる時限措置が取られることとなったが、所得税の基礎控除も給与所得控除額の最低保証額(55万円から65万円)同様に一律95万円とされたい。

Ⅲ 相続税関係

1. 相続税

相続税は、廃止すべきである。

今までの努力と成果に対して課税するのは、二重課税である。廃止困難ならば、次の内容について考慮されたい。

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和や恒久化も含め次期経営者サイドに立った使い易く解り易くされたい。

また、非上場株式については、相続税を課税遺産総額から除かれたい。

困難ならば、中小企業の実態により即した評価方法・評価額に見直すか、軽減措置を図られたい。

(2) その他

①相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額(現行 3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前7年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

廃止が困難ならば、「3年以内」に戻されたい。

2. 贈与税

贈与税は、廃止すべきである。

贈与財産については、既に所得税の課税が済んでおり二重課税である。

廃止困難ならば、次の内容について考慮されたい。

- (1) 消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。
- (2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。
なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

Ⅳ 間接税関係

1. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。
- (2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

(4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

- (5) 令和3年4月1日より総額表示が義務化されたが、中小企業等は、税率を頻繁に変更すると人手・時間・費用が大きな負担となるため中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業(一般消費者に対して)についても税額が個別に常に理解できるよう、はっきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法を復活されたい。

(6) 消費税軽減税率制度について

消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率制度が導入された。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率制度には反対である。

軽減税率制度の廃止が困難ならば、現行の税率を変更しないなど企業への負担を最大限考慮していただきたい。

(7) インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入について

- ①インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまっている。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きく、特に免税事業者が阻害されるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

また、カード引落や代行請求、公共的な料金については、取得の簡素化をされたい。

- ②適格請求書保存方式、電子帳簿保存法については、義務なのであれば統一された安価なシステムの導入など、中小企業の経理事務の実態を踏まえ負担を少なく対応できるようにされたい。
- (8) 消費税は、事業者ではなく最終的な消費者が負担する仕組みになっているが、医療機関等が提供する社会保険診療や介護保険サービス等は「非課税取引」とされている。

医療機関においては「控除対象外消費税」があり、仕入れで支払った消費税が診療報酬で回収できないというのが現状である。

「不当なコスト増」となり経営を圧迫する要因の1つであるため是正されたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。

よって、早急に印紙税の廃止または大幅な見直しをされたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないよう中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

4. 財政健全化に向けて

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により経済は危機的事態に陥ったが、経済社会も少しずつではあるが回復傾向にある。

コロナ禍における財政出動はやむを得ないことではあるが、膨大な国債で賄った対策費について今後どのように返済していくのか先ずは行政改革等歳出削減を行い具体的な返済計画を早急に策定する必要がある。

また、世界情勢の不安定化に伴う影響もみられるなど厳しい経済環境の中、単なる黒字化のみを注視するような議論ではなく、有事の際、機動的な財政出動を可能とするためにも財政健全の議論が重要である。

特に、補助金・交付金・現金給付等などのバラマキ政策は是正されたい。

5. マイナンバー制度について

個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などを徹底することは最重要であるが、国民に対する減税などの施策を実施する場合は、国・市町村の費用及び事務負担も考え、マイナンバー制度を有効活用した方法を考えるべきである。

地方税関係

総 論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、県市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日（現行 毎年1月1日）を決算期末とし、申告期限（現行月31日）については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税（特別徴収）は、各自治体ごとに納付しなければならない。

企業等特別徴収義務者に負担となるため本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、抜本的に見直されたい。

現行の評価方式を収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービ

スとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

また、廃止による税収の穴埋めを目的税等の措置を講じられたい。

なお、廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額もしくは廃止すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。

全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告（eLTAX）の普及を推進し、利便性を高められたい。

特に、申告期限延長している場合においても、地方税も国税と同様「見込み納付」を可能とされたい。

5. 軽油引取税（県税）

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

令和8年度改正で当面の間廃止となったが、恒久的に廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税（県税及び市税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、県税・市税の明確化を図り趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

ご存じ
ですか!?

売り手も買い手もスツキリ楽々!!

「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません!

デジタルインボイス?

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…?



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス(Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。

紙のインボイス

電子インボイス
(PDFやExcelデータのメール送付)

デジタルインボイス
(Peppol)

売り手(発行)

請求書の
印刷や封入
が手間

郵送費も…



請求書が
データで
送れる

でも買い手
側は…



請求書が
データで
送れる

買い手と異なる
システムでもOK!

効率UP!



デジタルインボイスで



売り手も買い手も
業務が効率化!

買い手(受領)

入力処理が大変

入力ミスも…



自動処理が
可能となり
手入力が必要!

売り手と異なる
システムでもOK!

効率UP!



※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

既に導入済の企業もあります!

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら ⇒
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



国税庁

法人番号 7000012050002

令和8年2月

イー ネン チョウ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



1. 準備

控除証明書等を
データで取得(※)



2. 作成

申告書を
データで作成



3. 提出

勤務先に
データで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



国税庁 法人番号7000012050002

R7.9



風水害への

備えを万全に



5月29日より
防災気象情報が大きく変わりました

近年、台風や線状降水帯の発生などにより、風水害はより甚大化・頻発化しています。
こうした状況を受け、気象情報の発表方法が見直されました。
災害から命と暮らしを守るためには、最新の情報を正しく理解し、日ごろから備えておくことが大切です。

変更点

●警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。
避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。

●「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

●河川の氾濫危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。
今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

●線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表されます。

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表されます。

災害のレベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	市民が取るべき行動
5	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報	命の危険直ちに安全確保。もしも安全な避難ができていない場合は、今いる場所よりもさらに安全な場所へ直ちに移動する。
~~~~~レベル4までに必ず避難してください~~~~~					
4	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報	危険な場所から全員避難。台風などにより防風雨が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
3	レベル3 氾濫 警報	レベル3 大雨 警報	レベル3 土砂災害 警報	レベル3 高潮 警報	危険な場所から高齢者などは避難。高齢者など以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせる。避難の準備をする。自主的に避難する。
2	レベル2 氾濫 注意報	レベル2 大雨 注意報	レベル2 土砂災害 注意報	レベル2 高潮 注意報	自らの避難行動を確認。ハザードマップなどで自宅などの災害リスクを再確認する。避難情報の把握手段を再確認するなど
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

危険度



### 防災気象情報Q&A



Q: 新しい「レベル」とは何ですか？今までの「警報」などどう変わるのですか？

A: 危険度を1~5で示し、情報の名前そのものに数字が入ります。  
例えば、レベル3は「高齢者などは避難」、レベル4は「全員避難」、レベル5は「命を守る行動」の目安です。いつ逃げるべきか、数字を見るだけで直感的に判断できるようになります。

Q: なぜ今回、気象情報の呼び方が変わるのですか？

A: これまでは災害の種類(雨、川、土砂など)によって情報の名前や発表の基準が異なり、避難のタイミングが分かりにくいという課題がありました。  
今回の変更は、気象庁の情報名と市が発令する避難レベルの数字を一致させることが目的です。これにより、情報の混乱を防ぎ、迅速な避難につなげます。



## 涼を呼ぶ浴衣 デザインは伊勢型紙から

エッセイスト 福島 礼子

### ゆかた 浴衣と花火

隅田川の花火は、江戸の夏を彩る最大の風物詩。花火があがる両国は、毎年大勢の観客であふれていた。喜多川歌麿の美人画『両国花火』には、花火の一瞬の輝きで浮かびあがる浴衣姿の女性たちが描かれている。うちわを手にする女性の浴衣は粋な格子柄。隣の女性の柄は絞りだろうか？ 背後には花火客を乗せた屋形船がみえる。

もう一枚の歌麿作品は、『夏衣裳當世美人』（なつしょうとうせいびじん）。画面右上には、「大丸仕入の中形向キ」という文字が書かれている。大丸とは江戸の大伝馬町で人気の呉服商「大文字屋」のこと。暖簾に大きな丸に大の字が染め抜かれていたから通称大丸となり、後にデパートの大丸となった。

「中形」（ちゅうがた）という言葉は浴衣の意味で通例の着物とは染め方も異なり区別されている。着ている浴衣は藍染めの濃淡のよう。夏の夕暮れに、母親が線香花火で子供を楽しませている光景だ。

私が子供の頃は、祖父母や両親は夏の湯上り後に浴衣を着ていたが、そのような姿は昨今では目にする機会がなくなっ



「夏衣裳當世美人」東京国立博物館蔵 喜多川歌麿 筆

た。それでも夏祭りや花火大会で浴衣姿をみかけると、「日本の夏」が来たなと思う。浴衣と花火、うちわと浴衣、この取り合わせは、今も少しも変わっていない。

### 浴衣人気の底辺には

浴衣の歴史を紐解いてみた。もとは銭湯で湯上りに着たもの。江戸末期になって銭湯から家に帰る時も着るようになった。さらに明治になると朝の水まき時や夕方や夜の散歩にも浴衣姿が許されるようになり、気軽な来客に「浴衣がけでどうぞ」という言葉も生まれ、夏の暮らしに浸透したとのことだった。

その背景には、江戸時代後半には綿が増産され始め、木綿のさっぱりした肌触りと、藍染めの涼やかさが、汗ばむ夏に人気を呼んだという実用的な面もあるようだ。

しかし江戸の人々が最も注目したのは流行り（はやり）ではないかと思う。江戸っ子は流行りに目ざとく、誰よりも早く身に着けることを楽しんだ。

なかでも浮世絵美人の衣装や歌舞伎役者の浴衣姿は、庶民の心をくすぐっただろう。それを見ていた商魂たくましい伝馬通りの伊勢商人、なじみの客の反応や要望を受けて、年ごとにデザインを変え、新しい文様を売り出していったに違いない。

さらに、着物にくらべ浴衣はとても安価で、着かたも自由。帯も半幅帯や三尺帯の気軽な取り合わせが許される。あとの着こなしは当人次第。こういった点が、浴衣人気をもち上げたのではなかろうか。



「両国の花火」東京国立博物館蔵 喜多川歌麿 筆



## 浴衣の最盛期、実は昭和

江戸時代が去り明治となっても、浴衣人気は続いていく。明治・大正・昭和へと浴衣の需要はさらに増え、戦時中はなかったものの、戦後は戦時中の我慢時代の揺り戻しで、浴衣人気はとても大きかったことが、記録から読み取れる。

浮世絵にかわって今度は絵葉書や出版物が、浴衣女性のイメージを形作っている。とりわけ「大正ロマン」を象徴する画家、竹久夢二の挿絵には多くの浴衣姿が登場する。愁いを帯びた大きな瞳と、モダンな浴衣柄は、若い女性たちの憧れとなった。

ふりかえると木綿の浴衣は、日本の衣装の本流である絹物のカウンターカルチャーのような役割を果たし、親しまれてきたといえるだろう。



竹久夢二「抒情画集」 国会図書館蔵

## 伊勢型紙と浴衣の熱い関係

こうして夏の盛りに涼を呼ぶ浴衣は、江戸の時代から現代へと、様々な図柄で人々のおしゃれ心を引き付けてきた。実はこの浴衣デザイン、ほとんどが江戸時代中後期から白子・寺家で考案され、伊勢型紙を使い染められてきたという。私も最近知って、今さらながらに伊勢型紙と白子寺家の力の大きさを実感した。

白子寺家には、型紙を彫る伝統の技術が息づいている。型地紙に小刀で垂直に模様や絵柄を彫る突彫。小さな丸の連続によって図柄をつくる錐彫。文様の形をした小刀で彫りぬく道具彫、小刀と定規で縞柄を彫る縞彫と糸入れ、この5技法がある。図柄にあわせて各技を用いて型紙が作られ、江戸で染める過程で着物の図柄を決める役割を担ってきた。とりわけ江戸小紋の精緻さや洒脱さの表現には、伊勢型紙のエッセンスが凝縮されている。

## 絵師の仕事

型紙の彫師に、図柄を描き示すのが絵師の仕事。かつて白子には80人を超える浴衣の絵師がいたという。絵師には多くの技量と流行を牽引する覚悟がいる。風物を抽象化する力や、絵柄のバランスや配色の決定、また浴衣となった時の絵柄の出方などの想像力も必要だ。

現在も絵師をかかえる浅生形紙店の浅生厚さんは、今まで絵師として始めた新人のうち、半分も残らなかったと語ってい



浅生形紙店「注文台帳」 鈴鹿市蔵

る。昭和の時代に絵師になるには、下働きから始め、線書きの勉強や下絵の写しなどの修行を重ね7年ほどかけて一人前になったという。十数枚の絵柄を描くのが、日々の仕事であったため、着物雑誌に目を通し、展覧会などに出かけては、柄の工夫や新作づくりにいそしんだとのことだった。一人の絵師は、休日になると名古屋のデパートの椅子に座り、流行色や人の好みをさぐるのが常だったという逸話も伺った。

新柄をきそう浴衣は、お得意さんに図柄を出すと、同種や類似のものは、他には出さないのが決まり。そのためほとんどの絵師は専属で、外との交流を避けていたため、絵師の存在は地元でも知られることが少なかったらしい。

鈴鹿市には、浅生形紙店と寺尾家の史料が保存されている。両方を合わせると、浴衣図案の移り変わりが見えてくる。江戸時代の細やかな藍色のデザイン、明治大正と時代の流れの中で移り変わるモダンデザイン。そして色鮮やかで目を引く昭和から現在までの多様な浴衣の図柄。変化する図柄の向こうに、それぞれの時代の香りがした。

残念なことに日本の着物文化は、ここ数十年で急速に勢いを失った。それでも成人式や結婚式などの人生の行事に、着物姿を見かけると華やかでいいなと実感する。そして夏祭りや花火見物に、涼やかで粋な浴衣姿が似合うのは、昔も今も変わらない。



寺尾家「浴衣見本帳」 鈴鹿市蔵

### 福島 礼子氏のプロフィール

CNSデレクター、CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を出筆。鈴鹿市在住。



# 第22回 東部支部 ^な ^ご ^{おお} ^{くす} 長太の大楠

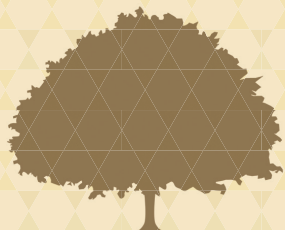
歴史

名所

史跡

長太の大楠

所在地: 鈴鹿市南長太町285(周辺)



## 【長太の大楠(樟)とは】

広大な田園で囲まれ、近鉄名古屋線の車窓からも見える巨木で三重県の天然記念物にも指定されています。大くす保存会の会員が下草刈りや土壌管理など日常的に保全活動を行っています。



1963(昭和38年)1月11日には、三重県の「天然記念物」に指定され、2012(平成24)年7月20日には、三重県初の「景観重要樹木第1号」に指定されています。

長太の大楠は約1,000年の伝承をもつ高齢樹木で、伊勢湾台風による被害や区画整理等による外的環境の変化を経て、樹勢の低下や樹形の変化を伴いながらも雄大な姿を見せていました。直近では2020年(令和2年)9月の落雷で大きな被害を受けたため、現在は樹木医の指導下で土壌改良・危険枝伐採など樹勢回復に向けた取り組みが進められています。

その結果、徐々に新芽が芽吹き出しているものの、元の姿に戻るには相当な年月を要すると思われますが何とか後世に残したいと活動を続けています。

所有者: 須伎神社(鈴鹿市南長太栄2-17-43)

管理者: 鈴鹿市(日常管理: 大くす保存会)

## 景観重要樹木

樹種	クスノキ科
指定番号	景樹 第1号
指定年月日	平成24年7月20日
	鈴鹿市





## 【古くから信仰対象であった巨木】

長太の大楠の最大の特徴は、単なる巨木ではなく、樹木そのものが神として祀られてきたことです。嘉永年間(1848～1853)の『勢国見聞集』には、この楠が「大木神社」として記録されています。

明治時代の神社合祀により、大木神社は現在の須伎神社へ合祀されました。しかし、大楠はその場に残り、根元には「大木神社」の石柱が建ち、地域住民の信仰対象として大切にされています。



## 【文化的価値】

長太の大楠は、複合的な価値を持つ文化財として評価されています。

### ・植物学的価値：

県内有数のクスノキ巨木。約1,000年の伝承を持つ高樹木として樹木学上重要

### ・歴史的価値：

江戸時代から記録される古木で、樹木を神体とする希少な事例

### ・景観的価値：

地域のランドマークとして視認性が高く、景観形成に貢献

### ・地域文化的価値：

地域のシンボルであり、郷土学習の教材や住民のアイデンティティを形成する象徴的存在(大木中学校の校名の由来でもある)



自然・歴史・信仰・景観・地域文化が一体となった、三重県の天然記念物の中でも特に価値の高い樹木です。

資料提供・・・鈴鹿市、大くす保存会

### 【雑学】

長太・・・穏やかな海面という意味もあり、魚処(なご)すなわち豊かな漁場のことである。この二つを合わせたのが長太の意味である。長太を「なご」と読むのは大変難しく、全国でただ一か所の地名である。同音の地名は全国的にも多く、「名古」「奈古」「名子」「那古」「奈呉」「南湖」「名児」「名護」などがあり、いずれも「なこ」「なご」と読む。



# すずかめの山々 竜ヶ岳



竜ヶ岳、鈴鹿7マウンテンの釈迦ヶ岳と藤原岳の間に位置するお山で滝の見どころの多いお山です。

宇賀溪の門をくぐり有料駐車場へ車を止めてスタートです。おトイレも完備されています。

竜ヶ岳の特徴は、宇賀溪観光案内所が設置されているので情報を取りやすい事、お店も数件あります。

山頂付近に携帯トイレを使える施設もありますので女性でも安心できるお山です。観光案内所に携帯トイレの販売もされています。観光案内所で宇賀溪マップを入手すると英語版・日本語版もあり、さらに安心して楽しめるとおもいます。春にはシロヤシオがとても綺麗なお花を付けてくれます。

滝の見どころの五つの滝もご紹介いたします。

御所滝



白滝



魚止滝



五段滝



長尾滝



## 《コース紹介》

### ※初心者向け登山ルート

表道登山コース(石樽峠から山頂までの距離が最短コース)

Nordisk Hygge Circles UGAKI

### ※中級者向け登山ルート

遠足尾根から金山尾根周回コース(宇賀溪からスタートして周回で帰るコース)

遠足尾根から中道登山道周回コース(宇賀溪からスタート中道難関コースアドベンチャー感あり)

### ※上級者向け登山ルート

砂山ルートを歩くコースで距離があり体力に自信がある方のフル周回コース



登山者の方は山頂での360度パノラマビューが見たいと訪れる方が多いお山です。駐車場などがある宇賀溪の施設では、観光案内所もあり情報を仕入れるのにも役に立つ所です。TVなどで紹介された Nordisk Hygge Circles UGAKI の施設もあります。

自然を見て体験できる所があります。

竜ヶ岳は、春5月ごろにはシロヤシオが楽しめ、夏には滝の探索が楽しめ、秋には素敵な紅葉が楽しめる360度絶景のお山です。一年を通して天気よく風のない日は非常に少ないお山ですが、良い日に当たれば最高のお山です。一度訪れてみてはいかがでしょうか。

警察署:110 宇賀溪観光案内所:0594-78-3737  
消防署:119

**それでは！バイバーイ**

次回:錫杖ヶ岳を予定しております。



# 生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでの「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④ 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察



# 警察庁推奨アプリ

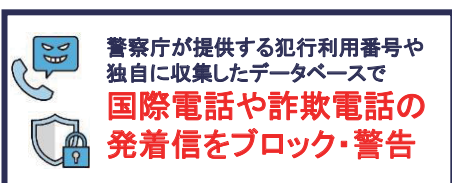


- ✓ 国の機関である**警察庁が推奨**するアプリです。
- ✓ **詐欺の電話**はアプリで**ブロック**！
- ✓ **ずっと無料**で利用できる！（※別途通信料がかかります。）
- ✓ **事業者名が表示**されるので、電話の相手がわかる！

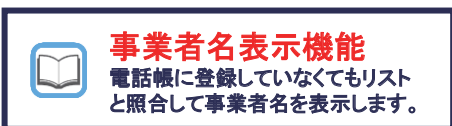
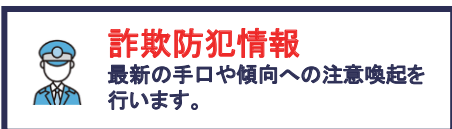


偽アプリにご注意 警察庁推奨アプリのダウンロードは、警察庁ウェブサイト、アプリストア「Google Play」・「App Store」をご利用ください。

## 詐欺対策 by NTTタウンページ



詐欺対策  
by NTTタウンページ



### iPhone

両方のアプリを入れるのがおすすめです。アプリ提供企業が独自に収集した詐欺電話番号リストの両方が使えるので、より幅広くブロック・警告ができるようになります。



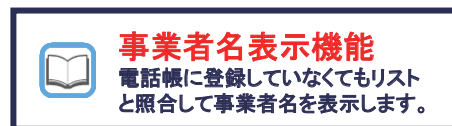
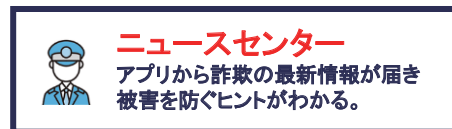
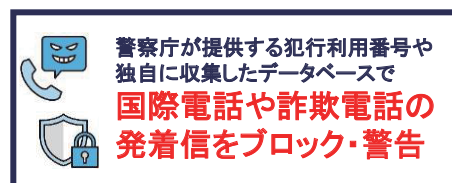
### Android

どちらのアプリも詐欺対策に有効です。提供企業のウェブサイトや警察庁ホームページに掲載しているブロック数などの実績を参考にしてください。

## 詐欺バスター Lite



詐欺バスター Lite  
TRENDI



## ＼ 詐欺の手口に詳しい方へ ＼

このアプリには、例えば、短期間に大量の架電をしている発信元を検出し、詐欺番号としてブロック・警告をする機能もあります。そのため、アプリの利用者が増加すれば、データベースが充実し、どんどん精度が向上します。

**より多くの方に警察庁推奨アプリを利用していただくことで「社会免疫」として被害抑止の輪が広がります。**

## ＼ 法人の経営者の方へ ＼

従業員が詐欺の犯人にだまされ、法人の運用資金や保有する機密情報をだまし取られるリスクを低減させるためにできます。

**法人・従業員を詐欺の被害から守るため 組織的に警察庁推奨アプリを利用して被害を防ぎましょう。**

重責を担われている社長さまへ

# 万が一の時の 保障は 十分でしょうか。



健康状態などによって保険料の割引を行う『優良体割引特約』で、  
必要な保障を確保いただきやすくなります。

Rタイプ 死亡・高度障がい保険金額:5,000万円

優良体割引が適用されない場合の月払保険料43,400円が…

(保険期間・保険料払込期間:5年 口座振替月払保険料)



たとえば 身長170cm 体重86kg 非喫煙の方だと…  
(血圧・BMI・尿検査などの基準を満たす場合)

優良体 B に該当

優良体割引が適用されない料率比 **23.8%**

保険料 **33,050円**



たとえば 身長170cm 体重79kg 非喫煙の方で、  
健診表を提出いただくと…  
(血圧・BMI・尿検査・血液検査などの基準を満たす場合)

優良体 A に該当

優良体割引が適用されない料率比 **37.2%**

保険料 **27,250円**

(優良体 A:優良体 A 保険料率 優良体 B:優良体 B 保険料率)

・「健康エール割」とは、優良体割引特約などの保険料を割引く特約の総称です。

◎優良体割引特約について

・「優良体」とは特約の呼称であり、優劣を表すものではありません。

・当特約を付加した主契約の保険金額などが、減額により当社所定の金額に満たなくなった場合、この特約は消滅します。この場合、以後の保険料を優良体割引を適用しない保険料率にあらためるとともに、当社の定めた方法によって計算した金額を払い込みいただくことがあります。

・当特約を付加した日から10年経過後の更新時、健康状態、喫煙状況および健康診断の結果の提出状況などに応じて、適用可能な保険料率のうち最も保険料が安い保険料率が適用されます。ただし、保険期間が5年満期の更新型の場合、優良体割引特約の付加後、最初の更新に限り、この特約は主契約と同時に更新します。この場合、更新後の主契約には更新前と同一区分の保険料率を適用します。

・当特約を付加できる保険種類(年齢・(基本)保険金額)は、死亡保障のRタイプ(20歳以上・3,000万円以上)・Dタイプ(31歳以上・3,500万円以上)です。

◎Rタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]について

・解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。

・保険期間は5年・10年です。保険期間が満了した時は、所定の範囲で更新され、80歳まで保障を継続できます。なお、更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算され、更新前に比べ通常高くなります。

◎Dタイプ[無配当通減定期保険]について

・満期保険金・配当金はありません。

・死亡・高度障がい保険金は、ご契約後2年目から、ご契約時の基本保険金額の6%ずつ減少していきます。ご契約を更新される場合、更新後の基本保険金額は、更新前の基本保険金額の70%となります。また、更新後の死亡・高度障がい保険金は、更新後2年目から毎年、更新後の基本保険金額の6%ずつ減少していきます。

◎この資料は、2023年12月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

三重支社/  
三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)  
TEL 059-352-2046

F-2024-0006-①(2024年8月20日)





# Business Guard

**AIG**  
AIG 損保



企業防衛・福利厚生目的に  
法人会のビジネスガードシリーズ

**経営を取り巻く  
様々なリスクから  
企業を守る!**



<b>New</b>	事業用建物・設備への 地震単独補償	<b>シン・地震保険 守護震</b>	企業財産保険(ミュープロパティガード) 財物損害補償特約N等
	被災時の休業補償	<b>地震休業サポート 地休力</b>	企業財産保険(ミュープロパティガード) 財物損害補償特約N等
	政府労災の上乗せ補償	<b>ハイパー任意労災</b> (業務災害総合保険)	
	会社で入る医療補償	<b>ハイパーメディカル</b> (業務災害総合保険・メディカル特約)	
	地域社会に貢献する	<b>ビジネスガードAUTO</b> (法人会の自動車保険)	
	企業向け第三者賠償責任保険	<b>ALL STARS</b> (事業賠償・費用総合保険)	
	個人情報の漏えい事故対策 サイバーリスク対策	<b>情報漏えいガード</b> (個人情報漏洩保険)	
	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	<b>MRP保険</b> (マネジメントリスクプロテクション保険)	
	海外進出企業向けサポートプラン	<b>WorldRisk®</b>	

この広告は保険商品の概要をご説明したものです。  
詳細につきましてはパンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者  
または弊社にお問い合わせください。2026年6月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036

三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル

TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

**AIG 損害保険株式会社**

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(26-073010) (ART)



# 見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。

## 特長1

### 増やす

将来に向けた資金を着実に増やすことができます。  
一定期間経過した後に解約した場合、解約払戻金はお支払いいただいた保険料より多く受け取れます。



保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります  
(ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります)。

## 特長2

### 選んで 備える

将来、介護・死亡・医療・年金の保障を選んで備えることができます。  
加入時に決める必要はなく、将来、自身が必要な保障にあわせ、  
コースを選択することができます。

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

## 特長3

### 健康状態を 問いません

加入時も、将来コースを選択する際も、  
健康状態に関する告知は不要です。

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。



## ご契約例



契約者・被保険者  
男性 30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料 (個別/団体取扱) 7,255円

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳  
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料：2,611,800円

既払込保険料  
解約払戻金  
介護保険金  
死亡保険金  
災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日(※)の(解約払戻金)  
**3,411,575円**  
累計払込保険料 2,611,800円

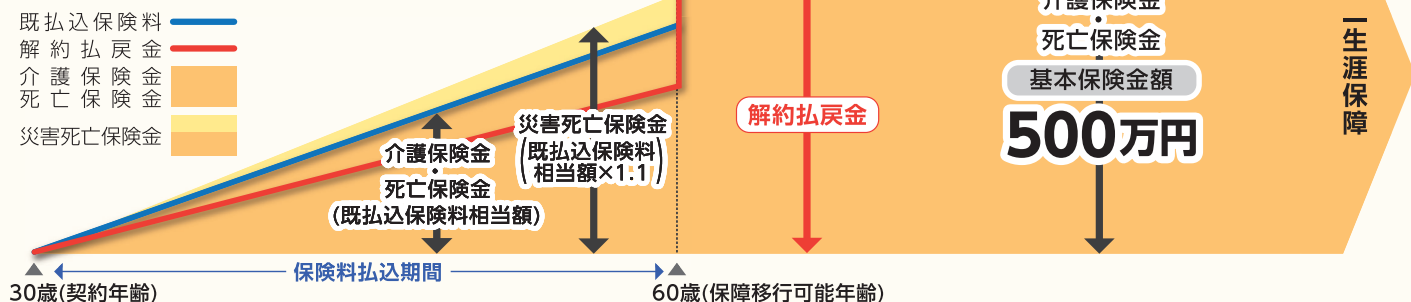
約**79.9万円UP**  
戻り率 **130.6%**

70歳で解約した場合

70歳の契約応当日前日の(解約払戻金)  
**3,930,565円**  
累計払込保険料 2,611,800円

約**131.8万円UP**  
戻り率 **150.4%**

(※)60歳の契約応当日前日までに解約した場合、解約払戻金額は表示額より少なくなります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率＝解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 記載の商品内容および保険料などは2026年6月22日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

**Aflac**  
アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-3-23 四日市中央通りビル 6F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



AFアツ課-2026-0107 4月7日 2606012



正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約70万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、  
また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



# 公益 鈴鹿法人会 会 員 募 集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ [hojinkai@mecha.ne.jp](mailto:hojinkai@mecha.ne.jp)

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)が  
HPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

## 編集後記

戦争や原油の調達不足からくる物価高騰での生活にかかわる値上げが続いています。日本国民の大半が生活に苦勞している中あなたはどのように国を動かし幸福な人生を歩んでいくか真剣に考えるところに来ているように思えます。未来の子供たちが日本に生まれてよかったと言える日本を想像し作り上げて行きたいと思います。猛暑も続いていますお身体には十分気を付けて元気に頑張ってください。

広報委員長 嶋田浩也



**アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」を  
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、  
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実  
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で  
あり続けます。



法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

**Aflac**

〈引受保険会社〉

**アフラック**

三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高3億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約51.6%



事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約9.4%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

三重支社/  
三重県四日市市端の森1-4-28(ユマニテプラザ4F)  
TEL 059-352-2046

**AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/  
三重県津市丸之内養正町4-1(丸之内三重ビル2F)  
TEL 059-226-3911